

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○稲津委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

世耕大臣に御質問させていただきたいと思いません。

今、城内議員の方から、事業承継税制について御質問がありました。私もまずこの点から取り上げたいと思うんですが、実は、十月の二十六日に、長野県の松本市で、全国中小企業団体の全国大会がありました。党を代表して行かせていただいているこの全国大会の大きなテーマがやはり事業承継税制の抜本的改革ということでありました。

昨日の参議院の予算委員会でも、世耕大臣の方から、この点について、我が党の西田議員に丁寧な御説明をいただきましたけれども、やはり大変な状況にある。中小企業庁や中小企業団体の説明によりまずと、先ほど城内議員からもありました。今後十年の間に、七十歳を超える中小企業・

小規模事業者の経営者が二百四十五万人だ、そのうちの半数、百二十七万人について後継者が決まっていけない、このまま放置すると、中小企業廃業の急増により、今後十年間、累計で約六百五十万人の雇用、そして二十二兆円のGDPが失われるんじゃないか、これはきのう世耕大臣も言われていました。

こういう現状を踏まえて、やはり、今後十年間で集中的な取り組みが必要だと思んですが、大臣はどのように認識されて、どのように取り組もうとされているのか、まず教えていただきたいと思えます。

○世耕国務大臣 やはり、今御指摘のとおり、本当に危機的な状況だというふうに思います。単なる企業の後継ぎの問題ではなくて、やはり、二十二兆円のGDP、六百五十万人の雇用が失われるという、経済全体の問題として把握をしなければいけないと思っています。

先ほど、城内委員の御質問にもあったように、ああいういい技術を持っているのに継承できない。ただ、大企業にMアンドAされるというのは必ずしも悪いことではないと思えますけれども、いい技術を持っているのにしっかりと会社が継承されない。あるいは、黒字なのに廃業に追い込まれるというようなこと、これも本当に深刻だと思えますし、また、私の地元の和歌山のようなところでもそうだけれども、過疎地においては、例えば、そんな黒字ではないんだけど、小さな町のスーパー、それが廃業してしまうと、その地域の生活そのものが成り立たなくなるというようなこと

も、事業承継がうまくいかないことよって、これから頻発してくるんじゃないかという危機感を持っております。

そういう意味で、これはお答えしていいんですかね、今考えていることを。まず、税の面からは、平成二十一年から事業承継税制というのを入れて、毎回毎回少しずつ改善しながらやってきているんですが、もう十年近くたっているのに、まだ利用した人は、相続、贈与、両方足して二千件程度という状況であります。これは、明らかに使い勝手が悪いわけがあります。

幾つかの視点があるんですけども、まず、金額猶予されるわけではない、三分の二の八割までということですから、実質五〇%ちよっとしか猶予されないということ。あるいは、猶予されたとしても、その後、いろいろなことが起こるわけですね、その条件が厳し過ぎる。例えば、同族で常に過半数持っていないと、それを割り込んだら直ちに税金を払ってもらいますよということになるわけですが、当然、第三者割り当て増資とか、いろいろな選択肢があるんですが、それが縛られてしまっている。

あるいは、最終的に、先ほどの注射針の会社のように、十年頑張ってみただけでも、どこかに売却をする、そのときに、親から引き継いだときには一億円の価値のあった会社が、売却したときにはもう二千万円しか売れなかったというときに、いきなり税務署がやってきて、はい、十年前の一億円分の相続税を払ってくださいね、これでは怖くて使えないとか、あるいは、雇用条件、八割を

維持しなければいけない、これも、これからいろいろ、自動化とか生産性革命とかをやっていく中で、人手不足に対応して、退職した人を補充しないで機械化を進めるといような選択肢が縛られる。

こういうやはり使い勝手の悪さがあって、二千年にとどまっています。

毎回毎回、建て増しのように改善はしてきていますが、ことし、来年度へ向けての税制改正では、抜本的な対策をぜひとりたいというふうに考えております。

○富田委員 質問しようと思ったことを全部言われちゃったんですが、問題意識は全く同じだなというふうに思います。

やはり、使い勝手が悪いという点で、何点か、今大臣が言われたように、承継後五年平均で雇用を八割維持しなきゃだめだと。先ほど城内議員も言われていましたけれども、これは小規模事業者にとつては本当に大変なことで、例えば、五人の従業員しかないところ、二人やめちゃったらもう終わりなわけですから、そういうところを、やはりきちんとここを撤廃した方がいいんじゃないか。

また、五年経過後も事業継続がこれに必要なんです。免除となるのは破産や特別清算といった特別の場合のみだという、この部分がやはり大問題だと。

先ほどお話あったように、対象となるのが発行済み議決権株式の三分の二、これも問題で、しかも、代表者かつ筆頭株主の先代から代表者かつ筆

頭株主の後継者への承継のみが対象だと。すごい限られている。

三分の一が承継されない、あるいは、もとの親族がみんな株式を分散で持つてしまつて、なかなか株式を集計していくことができなくなっている。こういったところを全部今回の税制改正でぜひ撤廃をしていきたいと思つますし、我が党の方も、財務省の主税局と一生懸命この点を詰めております。主税の理解もだんだんいただいておりますので、何とかしていきたいとは思つます。

一番の問題は、先ほど大臣が言われた、猶予から実際の相続、あるいは承継後の廃業、第三者への譲渡時に、承継時の事業資産の評価と異なる場合、今一億円が二千万と言われましたけれども、この評価がえを認めることができれば事業を引き継ぐ方にとつてかなりのインセンティブになるんじゃないか、ここが今回の肝だと思つますね。ここをぜひ財務省の方ともしっかり打ち合わせをした上で、この点を打ち取つていきたいと思つますが、大臣、いかがでしょうか。

○世耕国務大臣 まさにそこが一番私も重要だというふうに思つております。

一部、団体の方ではもう完全に免除という声もありますけれども、やはり売却したときの実際の売却価格に沿った形で納税してもらえようという形にするのが現実的ではないかというふうに思つております。

これは今、政府内でも財務省と折衝をしておりますし、また与党の税調でもいろいろ御議論をい

ただいているというふうに思つますが、ぜひこれは実現をしたい、経済産業省としてはそのように考えております。

○富田委員 先ほどの城内議員の方から、ドイツにずっと暮らされていたのでドイツに詳しいということでお話ありましたが、ドイツの100%免除というのをいろいろ調べてみたんですが、やはり限定されている。かなり限定されていて、現預金の相当部分とか株などの金融資産また貸付不動産は猶予、免除の対象外になっているんですね。これを日本にそのまま当てはめるといのはやはりなかなか難しいなど。

中小企業団体からは免除を望む声ですが確かに我が党にも寄せられています。猶予からいきなり免除というのは、やはり一般の相続の納税者との公平性を考えたときにもちよつと難しいんじゃないか。みんなで集めれば、相続税を、脱法とは言いませんけれども、一切納めないで済むというような形ができることもあります。

今、評価がえをすれば、これは事実上一部免除になるんですね。一億円をもし二千万となれば八千万の免除になりますから、ここがやはり、大臣言われるように、本当に肝だというふうに思つますので、ぜひ経産省の方でもここを取り組んでいただきたいというふうに思つます。

また、会計の専門家団体から、事業承継税制の抜本的拡充に向けて、現在あります経営改善計画策定支援事業とか早期経営改善計画策定支援について、新たな事業承継政策の中で活用できるようにしてもらえないか、自分たちの能力をきちん

とその事業承継の面でも生かしてもらいたいというような提言がされております。この点については経産省はどのようにお考えでしょうか。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

大臣も御答弁させていただいておりますように、事業承継の前と、そしてまた事業承継をした後の企業の磨き上げというものが大変大事だということに認識をさせていただいております。

今委員御指摘のように、金融機関あるいは税理士、中小企業診断士、さまざまな支援にかかわっておられる方々がおられます。こういった方々に御協力をいただきまして、金融支援を伴いますような経営改善計画の策定支援、これはまだ今始めつつあるところでございますけれども、この事業承継に当たりましても集中的に実施をさせていただきたい、このように思っております。

また、ことしの五月から、本格的な経営改善計画が必要となるさらにその早期の段階におきまして、資金繰り計画を中心とした、より簡易でスピーディーな経営改善計画を策定する、こういうことに対する御支援も始めております。

このようなことも含めまして、総合的に企業を引き継ぎやすいような状況にさせていただき、こういった御支援を集中的に実施をさせていただきたい、このように思っております。

○富田委員 ぜひ集中的にやっていたいただきたいと思えます。

ある税理士さんから、経営改善計画と同じように、事業承継計画、十何年にわたって、やめていく方と新しく引き継ぐ方がどんなふうにやっ

るかという計画書のサンプルを見せてもらいました。なかなかよく考えていらつしやるなど。会社の資産がどういうふうに異動していくかとかそういったものを全部含めて考えているというふうな御提言をいただきましたので、こういったものもぜひ中小企業庁の方で活用していただきたいと思います。うふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場問題について御質問をさせていただきます。

大臣は、八月の二十三日から二十五日、フィンランドを訪問されて、オンカロの施設内にも入られ、また、立地自治体であるエウラヨキの関係者とも会談をしてきたというふうにお伺いしております。

実際にオンカロの地下施設に入ってみてどのような感想を抱かれたか、また、エウラヨキ自治体の皆さんと会談をされて、ここはポシヴァという会社が入ったんですが、四十年近く前からずっと関与してきて、今実際に始まっているというような状況だと思えます。

私も、今、民進党の幹事長をされております増子輝彦さんと二〇一三年の九月に二人で行ってきたんですが、大変感動しましたので、ぜひちよつと大臣の感想をお聞かせ願いたいと思えます。

○世耕国務大臣 まさに最終処分施設になるオンカロの現場を見させていただきました。私は、地下四百二十メートルまで入れていただいて、まさに掘削が進んでいく最先端のところも見ましたし、すぐその横で、キャスクをどういう形で収納する

かということ、いろいろなテストの穴が掘られて、ここへキャスクを入れるんですというふうなところも実際の現場を見てまいりました。相当慎重に慎重を重ねて、そしてあらゆる事態を想定してつくられているということを改めて感じたわけであります。そしてまた、一つ穴を掘るといっても、穴それぞれによって地層の走り方とか水の出方が違って、そのデータを細かくとりながら調査研究を進めているという姿にも大変参考になる思いがいたしました。やはり百聞は一見にしかずで、これから最終処分の問題を担当して進めていかなければいけない大臣として、この現場を見れたということは非常に大きかったと思います。

それともう一つ私が非常に関心を持っておりましたのは、地元自治体がどういう気持ちでいるのかということを知りたかったわけでありました。そういう意味で、立地自治体であるエウラヨキ市を訪問して、市長ですとか市議会の皆さんと懇談をさせていただきました。このエウラヨキ市というのは、原発の立地というか、最終処分場自体がほぼ原発のサイトのそばにつくられているものから、長年原発とともに生きてきた町でもあるわけですが、そういった中でも、特に、地域の理解を得ていく上で、事業者が非常に丁寧なコミュニケーションを長年にわたって積み重ねて、そして、信頼関係を構築してきたということを痛感いたしました。

日本においても、そういうことをこれから、今ようやく科学的特性マップというのを示して最初の一步を踏み出したわけでありますが、そういう

コミュニケーションの重要さということを改めて感じたわけでありまして、今ちよつとNUMOでお騒がせをする事態が起こっていますが、これも直ちに厳正に対処をしながら、フィンランドの経験にも学びながら、一歩ずつ着実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○富田委員 今大臣言われたように、我々も、見に行つたときに、オンカロについては、その前にスウェーデンのエスポ岩盤研究所の地下にも潜ってきたんですが、これはかなり大きな施設でした。このエスポと異なつて、そのまま放射性廃棄物について処分するということで、将来の埋め戻しに向けて、トンネルの大きさとか壁面とか路面の処理についてもかなり考えながらやっている、必要最低限のことだけやっているんだというようなことであります。

実際に処分を行う予定の場所でもさまざまな試験を行つており、こうした試験の積み重ねが信頼性や安全性につながっていくことを実感してきましたので、大臣も見ていただいて大変よかったですと思いますし、また、エウラヨキの自治体、大臣が会った市長さんは多分我々のときとかわつていくようですが、やはり同じ話をされていて、ポシヴァが入ってきて、立地自治体としてどういうふうに感じたんだという質問をしましたら、一言言うなら透明性だと。四十年前に初めてやってきたときから、透明性が重視されている、全部明らかにしてもらつていたということ、自治体のトップと事業者と規制機関のトップ、この三者が年に二、三回必ず会つて、直接いろいろな話をし

てきた、もし何か不祥事が生じた場合には自治体に必ずすぐ連絡する、そういう体制ができていますので、我々はうまくやっているんだと。

こんなふうにも言っていました。一般住民が関心を持つのは経済的メリットと安全であり、安全については規制機関に依存している、規制機関に対する信頼がしっかりしていることが日本との大きな違いではないかと。規制機関は何でもきちんとやるんだということに対して、この自治体の住民の皆さんは物すごい信頼性がある。日本はそこがよつとまだ心配だということ、なかなかうまくいかないのではないかと。そういう提言もしていただきましたので、ぜひこういつたことを参考にして、今後の最終処分場の設置に向けて活動をしていただきたいというふうに思います。

今大臣言われた科学的特性マップ、この件でちよつとまた御質問をしたいんですが、七月に公表がされました。この科学的特性マップの公表について、どのような意義があるというふうに大臣は考えているでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、今の世代の責任として解決をしなければいけない重要な課題だと思つています。しかし、今まで、処分地選定の最初の段階である文献調査にも入れていないという状況が長い間続いてきたわけでありまして。

平成二十七年五月に最終処分法に基づく基本方針を改定しまして、最終処分の課題に国が前面に立つて取り組むこととしました。それまでは自治体の手挙げ方式みたいな形になつていたわけです

が。その具体的な取り組みの一つとして、専門家の検討や国際機関のレビューなどを経て、ことし七月に科学的特性マップを公表させてもらいました。

このマップは、地層処分について広く国民の皆さんの関心と理解を深めていくことを目指しまして、地域の科学的特性について、全国一律の客観的で科学的な基準に基づいて、一般の方にもわかりやすいように全国地図の形で示したものであります。

今回の特性マップの提示というのは、あくまでも最終処分の実現に向けた長い長い道のりの最初の一步ということになるわけでありまして、しかし、一方で重要な一步だということにも思つておりまして、このマップの提示を契機に、きめ細やかな対話活動を丁寧に行つて、広く国民の皆さんの理解を得られるよう、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○富田委員 国民の理解を得るために意見交換会をずつと全国各地で行つているわけですが、その意見交換会の中で、ことしの十一月の六日ですが、埼玉会場での意見交換会で、出席していた学生から、謝金の提供があると知人から聞いて参加したという、ちよつと信じられないような発言があつて、NUMOの皆さんも驚いたようです。

その後、いろいろなやりとりがあり、また大臣への報告もあり、大臣からもきちんと事実関係を調査しろというような指示があつて、NUMOの方としては、委託先、その再委託先、そういうところでこういう問題が発生したということで、委

託契約を解除して、過去の対話活動も含めて事実関係を徹底的に調査しようというような動きになっているようですが、どうも、新聞報道によると、去年もそういうふうにお金をもらったという学生が出てきたり、学生に対して直接調査するというのはなかなか難しいと思うんですね、この徹底調査というふうに言っても、NUMOの方で担当されると思うんですが。

今後どういうふうはこの意見交換会を運営していったらいいのか、また、その徹底調査をどういうふうにしていったらいいのか、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、謝金を払って参加者を動員するなんという事は、これはあつてはならないことでありまして、NUMOは経産省の監督下にある組織でありますし、また、この意見交換会自身、NUMOと経産省の共催という形になっているわけでありまして、これは経産大臣として国民の皆さんに本当に深くおわびをしたいというふうに思います。

この意見交換会の動員が行われていたという報告は、私には十一月十四日に上がってきました。これはうちの役所に上がってきたその日のうちに私に報告が参りました。

私は、まず最初に指示をしたのは、NUMOから、そういう謝金での動員はしちやだめだよという指示をして、まず委託先に委託をしていた、そして、その委託先がまた、そういう指示があるよということを言って再委託先に委託をしていたにもかかわらず、その社員が謝金を払って動員を

する、何かそういうことをビジネスにしているような会社であるような気もするわけですけども、そういうことを行っていたということでしたので、まず私が指示したのは、直ちにこの再委託先は仕事から外せということを言いました。これはもうその日のうちに外されております。

さらに、その直接の委託先、これについてもできるだけ早く契約を解除しろという指示をしました。できるだけ早くというのは、もう既に人が動いてしまっているとか、支払いが発生しているようなことはちゃんと手当てしなければいけないから、そういったことについては頼むけれども、そこを一日も早く整理をして、これも契約を解除しろ、指示が貫徹しなかったということで解除しろということ、これも十一月二十四日に解除をされています。

私は、こういった意見交換会を、そもそも、ほぼ運営そのものを業者に丸投げしていたということが問題だというふうに思っています。これは、実は、平成十九年、第一次政権のときにタウンミーティング問題というのがありまして、実はあのとき、収拾に、私、当時補佐官として当たりました。このとき、一つのルールとして、丸投げはだめだ、こういうタウンミーティングの類いの運営を丸投げ、当然、例えば照明とか新聞広告とか、単発の委託というのはいくら得るわけですけども、運営そのものを丸投げするのはだめだということ、それは実はもう政府のルールとしてあるわけですが、それが守られていなかったということ、

そもそも、私、意見交換会を何も派手にやる必要は全くないと思つていまして、公民館にパイプ椅子を並べてやればいいんです。ちゃんと告知だけはそれぞれ地元の新聞に告知をし、あるいはウェブでも載せ、そしてソーシャルネットワークでもしっかりと告知をして、後、それで人が来ないなら来ないで、それが今の最終処分に関する現実だとしつかり受けとめてやるのが私は大切だと思つています。

NUMOも今、基本的に広報が一番重要な業務なんです。それを丸投げすること自体あり得ないので、全部手づくりでやれということ、今指示して、次回の意見交換会から、もう契約は全部解除しましたので、手づくりでやつてもらいたいというふうに思っております。

○富田委員 大臣がおっしゃるとおりだと思つたんですね。なかなか国民の関心は高くありませんから、多分、意見交換会をやつても、本当に関心のある人はずっと注視して来てくれるでしょうし、その中で、新しい理解者をふやすということも大事だと思つんですが、こういったことをしてまでやる必要はない。

国会の方で、超党派で、高レベル放射性廃棄物最終処分場問題を考える議連をつくっています。なかなか入っていただけませんが、やはり国会議員の中でも、ずっと取り組んでいる人間は、みんな一緒になって世界じゅうのこの施設を見て回っているんですが、最終的に、トイレなきマンションをつくるわけにはいかないわけですから、必ずどこかでやらなきゃならない。でも、オンカロは四

十年かかりました。今やっておかないと大変なことになるということで議連としても取り組んでいきますので、今大臣が言われたように、本当に手づくりでやって、理解を広げていくということが大事だと思いますので、ぜひ、大臣のリーダーシップで今後の意見交換会をそのようにとり行っていただきたいと思いますように思います。

最後に、ちよつと地熱発電の取り組みについて御質問したいというふうに思います。

ことしの八月二十四日、アメリカ・カリフォルニア州のガイザースという地熱発電所を視察してきました。自費で行ってきましたので、これは強調していききたいと思うんですが。ここは、一九六〇年に世界最大の地熱地帯であるガイザース地熱発電所をつくったと。順調に地熱発電を行っていたんですが、一九八〇年代半ばから蒸気の減衰によつて発電量が低下して、どうしようもなくなってきた。そういう中で、実は、一九九七年、生活排水の処理水を地熱貯留層に注入するリチャージということを実施して、以降、発電能力は回復したということ、これを見せていただくということ、現場に行つて、つぶさに見てきました。

タービンとか発電機は富士電機製でした。やはり日本のタービンや発電機がしっかり地熱発電所で活動しているというのを見せていただきました。

実は、このときに、JOGMECが、人工涵養技術、地熱の発電量維持のために人工的に外部から地下に注入する技術について、米国電力研究所EPR Iというらしいんですが、こと共同研究

をやっていると。すばらしいことだなというふうに思いました。日本でもやはりこういったことをどんどんやっていかなきゃいけないんじゃないかな。

実は、イタリヤのラルデレロという、地熱発電を初めて百十年前にやったところも、先ほどの増子さんと一緒におとし見に行つてきたんですが、ここもやはり発電量が落ちてくることに備えて、バイオマスの発電所とコンバインにして新しい発電所をつくつていたんですね。残念ながら、これはラルデレロからまた一時間行かなきゃならないのでその現場は見れなかったんですが、やはり世界はそういうふうに、一番先にやったところでも新しい技術を開発してそんなふうに取り組んでいけるんだなというのを見てまいりました。

今回の視察を踏まえて、実は八月三十日に菅官房長官にこのような提言を申し入れさせていただきました。「地熱発電について、地熱資源量の調査等を支援するとともに、従来型地熱発電の開発期間の短縮・開発コストの低減に資する技術開発や、大型化が期待される次世代地熱発電に関する技術開発等に取り組むこと。」

これは、これまででもずっと、リードタイムを短くしろということ、この委員会で質問させていただいて、随分取り組んできていただいているんですが、やはり安定的な電源ということで地熱というのは日本にとつては大事になると思いますので、経産省、資源エネルギー庁として今後この地熱発電にどのように取り組んでいけるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○小野政府参考人 お答えします。

地熱発電は、他の再生可能エネルギーと比較いたしまして、開発期間が長い、それから開発コストないし開発リスクが高い、加えて、発電出力を長期間維持するための管理が難しい、今議員御指摘のように、運営している間に出力が落ちてしまう、このような問題が存在しております。

議員御指摘の技術開発は、これらの課題を抜本的に開発し、地熱発電拡大の切り札になるものというふうに考えておりました、これまでもいろいろな取り組みを行っているところがございます。

例えば、掘削期間の大幅な短縮やコスト低減につながるもの、掘削期間の大幅な短縮やコスト低減に技術の開発、それから高温の地盤を掘削する技術の開発、加えて、今ありました人工涵養、人工的に地下に注水し蒸気量を維持することで安定的な発電量を確保するという技術開発に取り組んでいるところでございます。

さらに、次世代の技術、これも御指摘ありました技術でございますけれども、通常よりもさらに深い地層からより高温高圧の蒸気を取り出すことで発電出力を飛躍的に高める、超臨界地熱発電というふうに呼んでいますけれども、これについても開発に着手しているところでございます。

今後とも、地熱発電のさらなる導入拡大に向け、これらの技術開発を強化してまいりたいというふうに考えております。

○富田委員 ぜひ、資源エネルギー庁にも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。もうあと時間ありませんので、ちよつと大臣

に提言をしておきたいと思うんですが、実はこの地熱発電所を見に行ったときに、ニューメキシコ州のカールズバッドというところに行きまして、核廃棄物隔離試験施設、WIPPという軍の核廃棄物の隔離施設を見せてもらいました。ここは実は三年前に火災を起こして、三年前にも行こうとしたんですがちよつと見せてもらえなくて、今回初めて入れたんですが、火災を起こしたということによって、そういう地下に入るのが本当に大変なんだということで、一時間近く、防毒マスクのつけ方とかいろいろなことをやらされた上で中を見せていただいたんですが、こういった知見もきちんと得るといふことは大事だなというふうに、ひとつこの施設を見させていただいで思いました。

もう一つ、このときに、シリコンバレーでSAPという会社に行ってきたんですが、ここは世界四位、ITの産業では一挙に大きくなった会社で、このシリコンバレーの支社には四千人が働いていて、その中に日本人が、小松原さんという、一人だけいたんですね。彼からいろいろ、今アメリカでITがどういふふうに進んでいるかといういろいろなことを教えてもらったんですが、先ほど自動走行の話とかありましたけれども、UPSという本来配送業の会社が、全米は広いものだから、本当は物を運んでいるのに、自分たちが受けたものを3Dプリンターを各地域に置いておいて、同じものをつくっちゃう、そこから配送する。だから、ずっと大陸を運送する必要があるような、そこまで考えてやっているというのを見せられて、ちよつと日本、もう少ししっかりやっていかないと、自

動走行を今どうするんだみたいなところはちゃんとした上で、そこまでやっていく必要があるなというのを見せられましたので、ぜひそういったことも参考にして今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。終わります。